

競争参加者の資格に関する公示

H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 31 年 4 月 19 日

四国地方整備局長 平井 秀輝

1. 業務の概要

1) 業務名 H31-35国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務

2) 業務内容 本業務は、国営讃岐まんのう公園において、公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、一元的管理方針のもとで企画運営、施設・設備、植物管理業務など多岐にわたる業務を総合的に調整、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

本業務の対象業務は以下のとおりであり、詳細はH31-35国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるところによる。

（1）本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(2) 施設・設備維持管理業務

(3) 植物管理業務

(4) 収益施設等設置管理運営業務

3) 契約期間 契約期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から平成36年1月31日まで

2. 申請の時期

平成31年4月19日から平成31年6月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成31年6月5日以降当該業務に係る企画書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、企画書を提出できないことがある。

3. 申請の方法

1) 申請書の交付場所

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省 四国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係長

電話 087-851-8061 内線 2536

2) 申請書の入手方法 共同体としての資格を得ようとする者に対しては、「競争参加資格審査申

請書(役務の提供等)」(以下「申請書」という。)を電子データにて交付するので、上記１)にその旨連絡し、記録媒体(CD-R)を上記１)に直接持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、上記１)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、資格を得ようとする者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は９時００分から１７時００分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。

３) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)により提出すること。提出場所は上記１)に示す申請書の交付場所に同じ。

４) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４．共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。それ以外の共同体については、共同体としての資格があると認定する。

１) 基本的要件

(１) 共同体の構成員は、下記の業務を担当する者を明らかにするものとする。

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

② 施設・設備維持管理業務

③ 植物管理業務

④ 収益施設等設置管理運営業務

(2) 共同体は、代表者を定め、当該代表者が手続を行うこととする。

2) 共通要件

共同体の構成員は、いずれも以下の要件を満たすこと。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 15

条において準用する同法第 10 条各号に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規

定に該当する者でないこと。

(3) 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。

(4) 平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の

四国地域の競争参加資格を有する者であること（実施要項 4. 2. 2 に示す申請書類（以

下「申請書類」という。)の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参

加資格申請書が受理されていることが確認できること。）。)

(5) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から指名停止

を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいづ

れかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等

をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下

同じ。）の関係にある場合

(b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等（会社法施行規

則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）

の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続

中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定す

る更生会社をいう。）である場合を除く。

(a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法

第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に
兼ねている場合

（c）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1）

又は 2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（8）競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。

（9）四国地方整備局総合評価委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。

（10）守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

（11）香川河川国道事務所で平成 30 年度に実施の「まんのう公園管理運営検討業務」に参加して

いる者及び当該業務の監理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人

事面で関係がある者でないこと。なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、

当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で

関係がある」とは、上記（7）1）、2）に該当することをいう。

3）業務形態

(1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。

(2) 共同体の構成員のうち一企業が、上記 4. 1) (1) に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

4) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。

5) 共同体の協定書

共同体の協定書が、別紙ー 1 に示す「H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共同体協定書」によるものであること。

5. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取り扱い

4. 2) (4) の条件を満たさない者を構成員に含む共同体も 2. 及び 3. により申請をすることができ。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、4. 2) (4) の条件を満たさない構成員が、4. 2) (4) の条件を満たすことが必要である。また、この場合において、

4. 2) (4) の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出の時までに、4. 2) (4)

の条件を満たしていないときは、共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期間

6. の共同体としての資格の有効期限は、共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

1) 共同体の名称は、「H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務△△・□□共同体」

とする。

2) 当該業務に係る入札手続に参加するためには、企画書の提出の時に、共同体と

しての資格の認定を受けていなければならない。

別紙－ 1

H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
共同体協定書

(目的)

第 1 条 当共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 2 国土交通省四国地方整備局発注に係る H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。)
- 3 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当共同体は、H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務〇〇共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第 4 条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第 7 条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金（概算払を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
- 2 構成員は、成果物等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代

表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務〇〇共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

印

印

H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
共同体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省四国地方整備局発注に係る H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務については、H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共同体協定書第8条第2項の規定により、当共同体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務〇〇共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇印